

07 財務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1262	1262060	補助金活用施設の処分の自由化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で制限されている財産の活用を図る。このため、同法第22条中「政令で」とあるのを「市町村の条例で」と改める。	社会経済情勢の変化に対応した柔軟な行政運営を展開する。	補助金により取得した財産の主な利用者は、当該地域の住民であることから、補助金の財源が貴重な国民の血税であるとはいえ、当該地域の実情により、当該自治体住民の代表者で構成する議会の承認を得て、補助目的外の処分を決定することは、現下の急変する社会環境に迅速に対応するためにも必要である。また、地域再生プログラムにおいても、一部において補助金施設の活用について規制が緩和されており、さらに、国税であることを根拠とする国の管理は、現在国が進めている「三位一体改革」の方針に反するものとするため。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1211	1211011	納税貯蓄組合活性化特区(納税貯蓄組合の目的の拡大)	納税貯蓄組合法で限定的に定義されている組合の目的について、「納税道義の高揚を図る事業」を明記し、より幅広い活動を可能とするとともに、このような事業も補助金の交付対象とする。	納税貯蓄組合による地域等の独自性・自主性を活かした啓発活動が積極的に展開される。	現行の納税貯蓄組合法では、納税貯蓄組合の目的について、「組合員の納税資金の貯蓄のあっ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うこと」と限定的に定義され、その「組合の事務」に欠くことができない事務費に対して国又は地方公共団体からの補助金の交付が認められている。 しかし、時代の推移や社会情勢の変化に伴い、納税貯蓄組合及び連合会が目指す活動の重点は、健全な納税思想の啓発による納税者の自立的な納税の推進に移っているにもかかわらず、法律に明文化されている組合の目的を「文字どおり」捉えていることから、納税道義を高めるための地域等の独自性・自主性を持った組合活動が制約されている。	鳥取県	鳥取県納税貯蓄組合連合会、鳥取県	納税貯蓄組合活性化特区	現行の納税貯蓄組合法は、「納税資金の貯蓄」を目的として組織される組合及びその連合体の健全な発展を趣旨としている。 しかし、時代の推移や社会情勢の変化に伴い、納税貯蓄組合及び連合会が目指す活動の重点は、健全な納税思想の啓発による納税者の自立的な納税の推進に移っているにもかかわらず、法律に明文化されている組合の目的を「文字どおり」捉えていることから納税道義を高めるための幅広い組合活動が制約されている。 このため、法に規定する納税貯蓄組合の目的に「納税道義の高揚を図る事業」を明記し、組合が行う地域等の実情に応じた自主的な活動を可能とするともに、このような事業についても行政による適切な支援が行えるように補助金の交付規定を見直す。
1147	1147010	E3の課税に係る特例措置	揮発油税法第14条第1項に規定されている「未納税移出」手続きの簡素化	二重課税回避措置による地方での安定的なE3社会実験の実施		岡山県	岡山県、勝山町、久世町	「地産地消型のE3ガソリン」社会実験事業	本県では「岡山グリーンバイオプロジェクト」推進の一環として産業・環境政策から化石燃料の代替となるバイオエタノールの生産技術の開発、生産、利用等需給両面に亘る社会実験を行うこととし、木質バイオマスから生産されたエタノールをガソリンと混和して自動車燃料に利用する、いわば「地産地消型のE3ガソリン」の普及を進めることとしている。この取組を地域内で効果的に行うためには揮発油税の2重課税回避のための手続きの簡素化やE3製造の規制緩和等により、製造・流通コストの低減を図りながら地球環境に優しいバイオマスエネルギーを地域内で活用しやすくする地方版の仕組を構築することが不可欠となっている。「E3」ガソリンに3%のエタノールを添加したものの

07 財務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1191	1191010	バイオマス由来燃料としてのE3ガソリン混合燃料による地域循環型社会の形成特区	本市では、ガソリンにエタノールを3%混合した燃料で新庄市や山形県の公用車により、環境にやさしいバイオマス由来燃料のE3ガソリン混合燃料による地域循環型社会の実証に取り組んでいる。現在は、E3ガソリン混合燃料を取り扱っている給油所が市の委託を受けて事業を進めており、小規模危険物取扱所でガソリンに3%のエタノールを混合している。E3製造の原料ガソリンには揮発油税等がすでに課税されており、エタノールを混合した後は、ガソリンも含めた総量に揮発油税等が課税され地元税務署に申告している。揮発油税法第14条では、(未納税移出)ということで揮発油の製造者の移出に係る揮発油税の免除についてのみ制度となっているため、給油所対応では出来ないものである。地球環境にやさしい地域循環型社会づくりとして地域に広めていくためにも地域の主体的なバイオエタノールの自動車燃料への利用のためには、E3製造と利用者の立場から地域の実情に応じた課税手続が行えるよう特例を求めるものである。現在、E3燃料全体への揮発油税の申告を行なっているがその際、課税済みガソリンの控除申請を受け付けていただき、未納税移出に準ずる取り扱いを特区として申請するものです。	現在、バイオマス由来燃料のE3ガソリン混合燃料による地域循環型社会づくりの実証事業は新庄市と山形県の公用車のみでの事業となっており、地域への広がりが無い。現状で、通常のガソリン代のほかに揮発油税の申告という事で1リットルにつき53.8円の税金を支払っての実証事業となり、通常ガソリンの約1.5倍の燃料代となる。環境について意識を持っている市民団体や、新庄市のバイオマス関連事業に共感を持って買っている市民団体に自分たちの自動車でもE3ガソリン混合燃料を給油し、地域循環型社会づくりの事業に参加したいといわれている。現状の料金ではバイオマスや環境に対する思いよりも、料金面でのイメージのほうが強くなり逆効果になる事が懸念される。今回の特区申請により課税済みガソリンの控除申請手続を認めていただければ、住民参加による本来の事業目的にもかなない、本市の目指す「民・産・学・官」連携の地域循環型社会づくりが構築される。		山形県	山形県新庄市	バイオマス由来燃料による地域循環構想	新庄市は、玉川大学新庄バイオマスセンターを誘致し、連携を取り事業を進めている。その中で、バイオマスエネルギーの取り組みということで、E3ガソリン混合燃料による地域循環の取り組みをおこなっており、現在、公用車で進んでいるが、17年度から、地域住民の自動車にも実証の取り組みを広げ住民参加型としていきたい。そのため、地域循環型のE3燃料の普及を効率的に行うために揮発油税の課税手続としての非課税の手続き(未納税移出)を現行ではガソリン製造業者(元売り業者)が原料として移出する場合のみ、認められている。今回、E3製造と利用する立場から、地域の実情に応じた課税手続が行えるよう、提案する。
1047	1047030	公売制度の弾力化	国税徴収法第115条第2項に定める買受代金の納付期限の延長が最大10日と規定されているのを「30日程度」に延長すること。 住宅ローン等の資金融資を行った場合、金融機関の担保権設定と公売執行機関の行う所有権移転登記の整合性を図る為、民事執行法82条の規定に準じた運用を実現する。	金融機関の融資により、一般市民の買受希望者も公売に参加できる機会が増加する。 これにより固定資産の流動化が図られ、市民の不動産取得を活性化するとともに、税の滞納徴収を促進する。	住宅金融公庫等から融資を受けて土地または中古住宅を購入しようとする者は、購入物件決定後に建築士に融資のための概要書の作成を依頼し、公庫業務受託金融機関へ融資の申し込みをしますが、つなぎ融資であっても申し込みから融資まで2~3週間程度の期間を要し、現公売制度では、売却決定から代金納付まで、最長で17日間であり、金融機関の融資を受ける前に、買受の権利が失効することになる。 公売制度においては、買受人への所有権移転登記は、執行機関側が登記所へ囑託しますが、借入に伴う抵当権設定登記については所有権移転と同時にできないため、金融機関側が転売等のリスクを負うことになり、住宅ローン融資を受けることが困難となっております。この点について、競売においては、平成10年の民事執行法の改正により買受人と抵当権を設定しようとする金融機関が、司法書士又は弁護士を指定して、所有権移転等の登記囑託書の交付の申出書を執行裁判所に提出し、指定を受けた司法書士等が、登記囑託することにより所有権移転登記と同時に抵当権設定を行うことができるようになっている。	愛知県	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	市民に必要な行政サービスを自らの責任で判断し、市民満足度を高めた行政サービスの提供に努めることを主目的とする。そこで、健全で効率的な自治体運営を行うため、費用対効果を高め、PFI事業などによる「行政運営の効率化」「適切な市民サービス」、情報を共有することによる「市民との協働」、地域活性化による増収はもとより、滞納地方税の回収促進を含めた「財源の確保」といった複合的な取組みを進め、雇用の創出、効率的な行政サービスの提供等により地域の活性化を促進する。

07 財務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1200	1200140	地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする	小中一貫校を管理する地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする。	地方独立行政法人が管理する小中一貫校は、理事会に地域代表を入れるなど、これまで以上に地域密着型の法人運営を予定している。当該法人への寄付により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着の学校としての基盤の確保につながるものとなる。	地方独立行政法人が管理する学校を寄付金控除の対象とすることにより、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着型の学校としての健全な財政基盤の確立につながる。また、現行法では独立行政法人や私立学校法に規定する学校法人に対する寄付金は寄付金控除の対象とされており、既存の私立学校と同等の寄付金控除の対象とすることで、競争条件の確保を求めるものである。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる
1033	1033010	酒類の製造要件の緩和(ワイン)	グリーンツーリズムの促進を目的に、もてなしの範囲内での少量の自家製造について、どぶろく同様ワインも酒税法第7条の製造数量の緩和を行うものとする。	旅館・民宿・農泊・飲食店を営む者に限定し、地元産のブドウのみを原料としたワインの自家製造を認可する。ブドウとワインの町にふさわしい地域特性を活かした都市農村交流を促進することが可能となる。	前回の提案に対し、既存の酒類製造業者に製造委託することが適当との回答であったが、現実的には農泊等を営む個々が、少量のブドウを持ち込み、業者がそれぞれ個別に製造を請け合うことはコスト的にも、態勢的にも極めて困難である。よって、もてなし用に限りハウスワインの製造を認め、製造数量の制限をなくすことを再度提案するものである。また、自家醸造を認めることによって、逆に酒に関心を持つ人が増加し、新たな消費を促し、既存製造業者もさらに良品を追求しなければならなくなる。農村の自立策、歴史の浅いワイン文化の底上げという一挙両得の効果が見込めると考える。	大分県	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	安心院町は日本におけるグリーンツーリズムの先進地であり、ブドウとワインの町として交流が活発化している。地域の特色ある農業生産や農村環境を活かした交流によるまちづくりを行うためには、地域に住む人々の魅力と併せて、地域限定のモノの魅力も欠くことのできない要素である。また、市町合併後のまちづくりにおいても、地域特性を明確にすることが必要不可欠である。よって、町内の旅館・民宿・農泊・飲食店を利用する宿泊客等に対して、自家製ワインを製造しもてなすことができるように酒税法の規制緩和を提案する。同時に、事実上のハードルである税申告や記帳等の簡素化により実効のある特区の実現を提案したい。

07 財務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1155	1155010	アルコール製造の最低製造数量基準の緩和	果実酒の最低製造数量基準を緩和	<p>私は、観光農園を整備し、収穫体験だけでなく、来園者が収穫した果実を規制緩和で免許取得した果実酒製造免許者の管理の下、本人が製造過程の一部を体験し、数ヵ月後本人は自作の果実酒を楽しむことができるというオンリーワンのワイン作りの提供を考えています。また、余剰の果実を果実酒にし観光農園や自宅(酒小売店)で販売したり、酒店への卸し、小売りも行うことにより、宣伝効果があがり経営の拡大が図れます。しかし、果実酒の製造には、酒税法第7条第2項の適用があり、果実酒は6KL以上製造という最低製造数量基準があり、事業計画では、6KL未満の果実酒製造計画であるため、規制の緩和が必要です。</p> <p>他地区の果実酒製造特区提案に対する国の見解として、「設備投資の回収が困難」と「ワイン製造は既存ワイナリーへ委託が可能」との回答がありますが、私は、果実酒製造にかかる設備投資は、観光客の収穫代金と果実酒製造料金をセットで徴収するため、設備に要する経費は回収可能であります。また、観光客が観光農園で収穫からワイン製造の仕込みの体験を売りと考えておりますので、観光農園でのワイン製造が絶対必要なのです。事業計画にある今年度の農地取得も年度内取得に目途がたっておりますので、是非とも規制の緩和をお願い致します。</p> <p>現在行っている周辺農家・旅行会社と連携したツアー企画に、植木町内の観光資源、宿泊施設を取り入れて植木町を活性化させたいと考えています。</p> <p>最後に、本年甲府市で開かれた「国産ワインコンクール」において405点の中から4点の金賞が選ばれた中に、熊本ワイン(熊本市)の「菊鹿ナイトハーベストシャルドネ樽発酵2003」が選ばれており、熊本産ワインの品質の高さが実証されたものです。私は熊本ワインと連携した観光受け入れ事業も実施しておりますので、今回の受賞は観光農園でのワインづくり計画にとってまさに光明であります。</p>		熊本県	前田一宏	観光農園アルコール製造販売構想	<p>交通の要衝である熊本県植木町において、国道とのアクセス道路沿いに農地を4ヵ年計画で観光農園を整備し、新しい体験型農業として収穫した果実を原料とした果実酒の製造体験を行う観光農園を計画しました。旅行会社と連携した都市・農村交流体験型農業の拡充や樹木オーナー制を取り入れたりと、今までに無い幅広い新しい農業の展開を行ない、植木町の観光振興、産業振興の活性化を図りたいと考えています。</p>
1009	1009010	酒類の製造の免許要件の緩和	「アマドコロ酒(リキュール類)」の製造要件である、年間製造見込数量(年間6キロリットル)を緩和。	<p>下呂市では、従来から当地域で生産された農産物等を健康食品として特産化を図ってきた。また、下呂市が県の推進している南飛騨国際健康保養地構想の中核地域となっていることから、健康をキーワードに行政と地域住民が第2の特産品の開発を進め、アマドコロ、大麦若葉、ウコン等の薬草類を栽培し、商品化に適するものを模索してきた。その中で、アマドコロを約10年間栽培した結果、当地域が栽培に適地であり、品種改良により栽培技術も確立したことから、(有)南ひだヘルスファームが中心となって「アマドコロ酒」として商品化を図ることとなった。このためには、農業と農園レストラン等を営んでいる者(個人・法人を問わない)が、自己生産した薬草を使って、当市内に所在する自己の酒類の製造場で「リキュール酒」を製造し、提供及び販売するため製造免許を申請した場合に、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準「年6キロリットル」)の規定は適用しない旨の特例措置により、アマドコロの栽培から「アマドコロ酒」作りまで高品質の製品を製造し、薬草酒ブランドを確立するなど、地域農業の活性化を図るものである。下呂市には下呂温泉を中心に温泉郷が各地に点在し、多くの観光客が訪れることから、こうした観光客や市民をターゲットに需要が見込まれ地域経済に有効な効果が期待される。</p>	<p>酒税法第7条第2項第10号のリキュール類の製造免許は、1年間の酒類の製造見込数量が6キロリットルとなっているが、当初の製造予定数量は生産設備の規模及び需要見込で3キロリットル程度であり、規制の特例がなければ製造することができない。通常、市場性を有するリキュールは酒造メーカーがそのほとんどを占める中で、需要を確保するためにはその地域の特産物に限定することが重要であることから、この「アマドコロ酒」は地域性があり、地域の嗜好等を助案すると販売拡大が予想される。また、需要に応じられる原料の確保策も講じられている。</p>	岐阜県	岐阜県下呂市	アマドコロ薬草特区構想	<p>下呂市では、従来から当地域で生産された農産物等を健康食品として特産化を図ってきた。その中で、アマドコロの栽培に当地域が適地であり、品種改良により栽培技術も確立したことから、「アマドコロ酒」として商品化を図ることとなった。このためには、農業と農園レストラン等を営んでいる者(個人・法人を問わない)が、自己生産した薬草を使って、当市内に所在する自己の酒類の製造場で「リキュール酒」を製造し、提供及び販売するため製造免許を申請した場合に、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準「年6キロリットル」)の規定は適用しない旨の特例措置により、アマドコロの栽培から「アマドコロ酒」作りまで高品質の製品を製造し、薬草酒ブランドを確立するなど、地域農業の活性化を図るものである。</p>
1053	1053010	特定の事業者(旅館業法における営業者)によるリキュール類の製造事業	リキュール類の製造免許における、最低製造数量基準(6キロリットル)の撤廃	<p>妙高市内(新井市、妙高高原町、妙高村)のホテル、旅館、ペンション事業者等が、市内の自然と遊休農地等を活用し栽培、採取した地域特産の果実、野草等を原料とし製造した「特産品を原料とした酒(リキュール類)」を、その事業者等の施設内で消費、販売(通信販売は行わない)することにより、都市住民との交流を進め、地域活性化と地域産業の振興を図る。</p>	<p>酒税法においては財政収入確保の観点から、酒税を課すことを目的に酒類の分類ごとに最低製造数量基準が設けられている。酒税法は一定の酒税の納税が可能となる者、つまり一定量の酒類を製造可能な者に免許を与える制度となっており、地域の活性化や振興を目的とした、基準量に達しない製造に対する免許の交付を想定していない。</p> <p>地域特有の資源をできる限り活用し、地域の産業振興や活性化を図りたいが、発酵過程を経ることがなく、比較的製造が容易なりキュール類の活用についても、製造に関して最低製造数量基準に達しなければ不可能となっている。</p>	新潟県	新潟県新井市	妙高山麓バイオ・リージョン酒造特区(妙高果実野草酒製造特区)構想	<p>リキュール類の製造免許における、最低製造数量基準(6キロリットル)の撤廃</p>

07 財務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1158	1158040	水上農業の収穫物の加工などによる酒類の製造販売の特例認定	薬味酒が最低6千リットルの数量規制あり、6百リットル以上の製造とネット通信販売及び茨城県内での販売認可	1千haの水上農業で収穫される予定のケナフは約4万トンに達します当初薬味酒の製造加工でスタートし、自動車の天井やドアの内装材として国内メーカーがすでに外国産ケナフ材を輸入使用しているので創意工夫で国内メーカーに売込む努力集中する		茨城県	NPO霞ヶ浦浄化連	泳げる霞ヶ浦 実現目的の水上農業開発と循環型社会システム構築	その昔霞ヶ浦は泳げました、再びあの霞ヶ浦を流域住民の力でとり戻すプロジェクト提案です、私たちNPO霞ヶ浦浄化連のメンバーは平成9年度の民産学官の水質改善プロジェクトに参画し、浄財とボランティアで実証実験継続遂行し「データと力」を蓄えてきました。毎月の地方紙に意見広告を掲載し、PRに努力しています。霞ヶ浦に流入する56河川の川口に湖内湖を設け合計1千haの筏上で植物を栽培しチソ燐等の栄養塩類を回収して富栄養化の霞ヶ浦を泳げる湖にします。其の収穫物を活用し、キノコ産業の立上げや車、住宅の内装材などの地場産業を創出、千人単位の雇用が期待できます。霞ヶ浦流域に水質系循環型社会を築きましょう。
1260	1260020	焼酎の製造免許の要件緩和	五島の活性化を目的に、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使って純五島産の焼酎「うんまか焼酎・五島」の製造販売を行う場合には、酒税法第7条第2項の規定による酒類製造免許の最低製造数量基準(しょうちゅう乙類においては、1年間の製造見込数量が10キロリットル以上)に特例を設け、数量基準を零にする。	現在、酒類の販売業免許を取得し、宮崎県内の酒造会社で製造した焼酎に「うんまか焼酎・五島」のラベルを貼り、下五島地域において、主に観光客の土産品として販売を開始した。また、市町村合併により、本年8月1日に「五島市」が誕生したことから、これを記念にしたパッケージで同焼酎を販売し、観光資源として五島のPRを行っている。 次のステップとして、宮崎県内の同酒造会社で製造した原酒と地元七岳山系の湧水をブレンドした焼酎に同ラベルを貼り、下五島地域において、同様に販売する。 これらと並行し、特区を活用して焼酎の製造免許を取得し、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使って純五島産の焼酎の製造を開始し、地域内で消費するとともに、特産品として観光客等に販売を行う。 焼酎の製造により発生する絞り粕についても、家畜飼料として再利用するなど、環境にも配慮した展開を予定している。 以上の取組等により、人口流出が続く下五島地域において、若者の雇用の場の創出、地産地消や観光振興などによる地域の活性化を図る。	同じ離島である本県若岐市には多くの焼酎会社があるが、五島には全くなく、その点で他社との競合も生じないことから、地元の特産品と湧水を使った焼酎の製造販売により、五島の活性化を図りたいと考えている。 しかし、五島で焼酎(乙類)を製造しようとしても、酒税法の規制により、新たに免許を取得することは現実的に不可能な状況である。 これは、焼酎会社を起業しても、軌道に乗るまでは少量ずつの製造しかできないが、酒税法の規定により、しょうちゅう乙類の場合、1年間の製造見込数量が10キロリットルに達しない場合は、製造免許を受けることができないとされているためである。 また、本土の焼酎会社に製造を委託するにしても、離島であるが故に、本土地域と比べて輸送コストが高くなり、商売として継続するのは不可能である。 若者の雇用の場の創出、地産地消や観光振興による活性化を図るためにも、これらの規制緩和を是非ともお願いしたい。	長崎県	若菜 實 野田 直幸 浜口 重敏 緒方 勝廣 貞方 寛	「うんまか焼酎・五島」の製造販売による五島活性化プロジェクト	公共事業費の縮減に伴う雇用の減少により、さらに人口流出が予想される下五島地域において、酒税法の規定による焼酎の製造免許の要件を緩和し、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使った純五島産の焼酎「うんまか焼酎・五島」の製造販売を行うことにより、若者の雇用の場の創出、地産地消や観光振興などによる地域の活性化を図ろうとするものである。
1227	1227010	ウイスキー類ブランデー定義におけるグラッパ製造段階でのワサビ等の使用許可	ウイスキー類ブランデーの製造免許を取得しているが、ワイン製造の際の副生するブドウの絞り粕(グラッパ)から製造する。グラッパの製造原料に伊豆市特産のわさび、いちご、シイタケ、桜の花等を使用し、着色におい付け、味付けを行いたい。この当該行為により酒税法の定義では「スピリッツ」「リキュール」に相当するため新規にその酒類の製造免許が必要となる。当該行為のためにわざわざ「スピリッツ」「リキュール」製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さが、かつ、6kl以上の生産要件クリアが困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外により伊豆地方の農業振興の一助となる。	ウイスキー類ブランデーの製造免許を取得しているが、ワイン製造の際の副生するブドウの絞り粕(グラッパ)から製造する。グラッパの製造原料に伊豆市特産のわさび、いちご、シイタケ、桜の花等を使用し、着色におい付け、味付けを行いたい。この当該行為により酒税法の定義では「スピリッツ」「リキュール」に相当するため新規にその酒類の製造免許が必要となる。当該行為のためにわざわざ「スピリッツ」「リキュール」製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さが、かつ、6kl以上の生産要件クリアが困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外により伊豆地方の農業振興の一助となる。		静岡県	日本ニュービ ジネス協議会 連合会 有限会社 シャトー ティーエス	ウイスキー類ブランデー定義におけるグラッパ製造段階でのワサビ等の使用許可	ウイスキー類ブランデーの製造免許を取得しているが、ワイン製造の際の副生するブドウの絞り粕(グラッパ)から製造する。グラッパの製造原料に伊豆市特産のわさび、いちご、シイタケ、桜の花等を使用し、着色、におい付け、味付けを行いたい。この当該行為により酒税法の定義では「スピリッツ」「リキュール」に相当するため新規にその酒類の製造免許が必要となる。当該行為のためにわざわざ「スピリッツ」「リキュール」製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さが、かつ、6kl以上の生産要件クリアが困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外により伊豆地方の農業振興の一助となる。

07 財務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1080	1080020	る過しない発酵途中の濁りワインの酒税法上の分類を明確にし、販売できることの明確化	る過しない発酵途中の濁りワインを、酒税の保全を確保することを前提に、酒税法第3条に定義する酒類の分類上の位置付けを明確にし、一定の条件のもとで製造し、販売することを可能とする。	ブドウ収穫、新酒醸造の季節である9月～11月に、神戸市内のレストラン等において、収穫祭としてホイリゲ(濁りワイン)の販売を行う。それにより農業振興に資するとともに、都市と農村の交流を促進し、地域の特性を活かした観光・文化を育て、集客と地域経済の活性化を図る。	日本酒のどぶろくにあたる濁りワインは、発酵過程の炭酸ガスとフレッシュなブドウの風味が調和したすっきりとした飲料でありヨーロッパでは新酒醸造の季節に広く飲まれている。しかし、わが国では酒税法上の分類が明確でないため、現在は販売することができない。そこで、特区により一定の条件の下(必要な課税処理の確保、提供場所の限定、移出量の適正管理等)、濁りワインの販売を可能とし、それにより農業を振興するとともに、都市と農村の交流を促進し、地域の特性を活かした観光・文化を育て、集客と地域経済の活性化を図る。	兵庫県	神戸市	人と自然との共生ゾーン特区	<p>特区内における企業等の農業参入を妨げる要因の一つとして、農地所有者が農地を貸すことに対して抵抗感を持っていることが挙げられる。これは、現行の農地法における農地の貸し借り制度が硬直的であり、一度農地を貸すと、なかなか返して貰えないとの意識が強いからである。特に、特定法人貸付事業のように農地の利用者が法人の場合では、なおさら、その意識は強くなる。そのため、農地の貸主側が、特例事業に取り組みやすいように規制の特例を設け、構造改革特区本来の目的である地域の活性化を図る。</p> <p>また、神戸市内で生産されたブドウを原料としてホイリゲ(濁りワイン)現在は販売が認められていない)を製造し、収穫祭として市内のレストランで提供する。</p>
1138	1138010	地域の特産物を利用した乙類焼酎の免許の付与に関する、焼酎の製造免許の要件緩和。	酒税法第10条の規程には、「酒税の保全の為に税務署長は免許を与えないことができる」と規程されている。現在焼酎乙類(地域の特産品)に属するかぼちゃは、酒税の保全の名目でこの10条が適用され、新規免許が付与できない状況となっている。米沢市内の酒造会社は、酒税法上、乙類・地域の特産品に属する「かぼちゃ」を使った焼酎の製造は認められない(乙類免許取得の関係上)。しかし、当地域の特産品として生産されている「かぼちゃ」を焼酎に加工することは、地場産品のブランド化だけにとどまらず、地域産業の活性化や新規産業の確立、雇用拡大など、大きな波及効果をもたらすことが期待される。焼酎の消費量が日本酒を上回った現在、全国でもあまり例がない「かぼちゃ焼酎」は、各社の模範ともなり、地域活性化に大きな影響をもたらすことが予想される。よって、地域の特産品(かぼちゃ)を材料にした「かぼちゃ焼酎」の新規参入を認めてほしい。	当所の会員事業所を中心とした酒類製造会社で、地域特産品の「かぼちゃノ品種・ほほえみ」を原材料とした乙類焼酎の製造免許を取得し、「かぼちゃ焼酎」を製造・販売する。地域ブランドの確立化、さらなる地域の発展を目指す。将来的には、地域の伝統的植生「うこぎ」にも範囲を広げていきたい考えである。	米沢・置賜地域のブランド品でもある「かぼちゃ(品種名:メルヘン)」は、米沢市の「米沢地域水田農業ビジョン」や山形おきたま農業協同組合の「JA版水田農業ビジョン」で重点的振興園芸作物として選定されている。今までも「かぼちゃ」を主原料としたスープやペースト、菓子などが地元の関連業者によって開発され、商品化されつつある。今回、地場産品のブランド化、さらなる地域の活性化を目指して、当所が主導的立場となり関連の会員事業所とともに共同開発を試みている。地場特産品の「かぼちゃ」を使った焼酎を製造するにあたっては、現状のままでは酒税法上で難しい状況にある。しかし、特区申請により、焼酎製造の規制緩和が認められ、かぼちゃ焼酎を製造することは、中小企業の活性化はもちろんのこと、農業振興の発展にも繋がることと確実である。また、地域の特産物を地域内で加工・消費することにより、商品自体により付加価値がつくものと思われる。全国的に焼酎の消費量が日本酒を上回っている現在において、「需給調整」として焼酎製造免許を規制する必要性が薄らいているものと考え、このような背景のもと、地域の活性化のためにも、かぼちゃを原材料とした乙類焼酎の製造免許を認可の対象とし、新規参入を認めてほしい。	山形県	米沢商工会議所	米沢産メルヘンかぼちゃ焼酎プロジェクト、	米沢・置賜地域の特産品である「かぼちゃ(品種名:メルヘン)」は、品質が高く、市場力のある地場農産物であり、米沢市の「米沢地域水田農業ビジョン」や、山形おきたま農業共同組合の「JA版水田農業ビジョン」の中でも重点的振興園芸作物に選定されている。過去、スープやペースト、菓子類などが、地元製造業者を中心に提案・開発されてきた。当所では、小規模事業者の新境地を見出すべく、かぼちゃを使った焼酎を関連の会員事業所とともに共同開発し、地域ブランドの確立を図りながら、地域の産業振興に資していきたい。地域の特産品を地元で加工・消費することにより、新たな産業が生まれ、雇用も拡大するなど、当地域内の中小企業の活性化にも繋がるものと思われる。また、将来的には、米沢地域特有の植生である「うこぎ」などにも範囲を広げていきたい。

07 財務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1144	1144010	地域の特産物を利用した乙類焼酎の免許の付与に関してほしいもを材料として認可する緩和	特産物を原料とするその他の焼酎の原料に関して 米、麦、さつまいも、そばが無条件に特産物から除外されているが、明らかに特産物であると認知される場合には、その原料として認める。	ひたちなかJA管内で唯一の酒造会社である木内酒造合資会社(既に清酒、ビール、発泡酒、ワイン、かすとり焼酎の免許取得済)で、特産品としてのほしい芋を原料とした乙類焼酎の製造免許を取得し、ひたちなかJA管内のほしい芋を原料にほしい芋焼酎を製造し、域内の人々にそれを販売する。	現在の酒税法の解釈では、ほしいもを原料にした焼酎は、さつまいもを原料とした焼酎乙類と認定され 酒税法の規定により新規参入は、一切認められない。しかし、ほしいもは、芋をアルファ化し、さらに自然の力で糖化させた商品であり、ビールで麦と麦芽を分別したり 清酒・焼酎で米と米麹を原料として分別したりする事と同じく、さつまいもとは別なものと解釈できる。また、ほしいもの生産量が、全国の90%のシェアを占めるということは、広く栽培(生産)可能な商品と認知するより、地域の特産品と考える方が妥当である。以上より、ほしいもを原料とした乙類焼酎の製造免許を取得し、地域の農業の振興及び、地域の活性化の為に 今まで廃棄物として処分していた、くずのほしい芋を材料にほしいも焼酎を製造する。	茨城県	ひたちなかJA株式会社 幸田商店・木内酒造合資会社	純ひたちなか産ほしいも焼酎生産プロジェクト	ひたちなかJAの管轄であるひたちなか市、東海村、那珂町及び瓜連町は、全国最大のほしいもの産地であり、全国の生産量の約90%を供給している。そこで年間約100トン発生するくずほしいもを 付加価値の高いほしいも芋焼酎に加工できれば、産業廃棄物の資源化や環境問題の観点から大きなプラスとなる。さらに、地域の生産物をその地域で加工・消費する事で、地域の活性化にもつながる。しかし、現在の酒税法上の規定では、新規の焼酎乙類の製造免許は認められない。唯一認められる特産品焼酎は、その原料にさつまいも・米・麦・そばを除外している。そこで、当地区のほしい芋の様に、全国生産量に占める生産シェアなどの数的根拠を前提に、明らかに特産品と認められる場合には、特産品焼酎の原料として認め、免許を付与するようにする事を提案する。
1260	1260010	焼酎の製造免許の要件緩和	五島の活性化を目的に、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使って純五島産の焼酎「うんまか焼酎・五島」の製造販売を行う場合には、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第10条第11号関係2の(4)の規定(免許の需給調整要件)を適用しない。	現在、酒類の販売業免許を取得し、宮崎県内の酒造会社で製造した焼酎に「うんまか焼酎・五島」のラベルを貼り、下五島地域において、主に観光客の土産品として販売を開始した。また、市町村合併により、本年8月1日に「五島市」が誕生したことから、これを記念にしたパッケージで同焼酎を販売し、観光資源として五島のPRを行っている。 次のステップとして、宮崎県内の同酒造会社で製造した原酒と地元七岳山系の湧水をブレンドした焼酎に同ラベルを貼り、下五島地域において、同様に販売する。 これらと並行し、特区を活用して焼酎の製造免許を取得し、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使って純五島産の焼酎の製造を開始し、地域内で消費するとともに、特産品として観光客等に販売を行う。 焼酎の製造により発生する絞り粕についても、家畜飼料として再利用するなど、環境にも配慮した展開を予定している。 以上の取組等により、人口流出が続く下五島地域において、若者の雇用の場の創出、地産地消や観光振興などによる地域の活性化を図る。	同じ離島である本県奄岐市には多くの焼酎会社があるが、五島には全くなく、その点で他社との競争も生じないことから、地元の特産品と湧水を使った焼酎の製造販売により、五島の活性化を図りたいと考えている。 しかし、五島で焼酎(乙類)を製造しようとしても、酒税法の規制により、新たに免許を取得することは現実的に不可能な状況である。 これは、通達により、しょうちゅう乙類の製造免許の付与が、米、麦、さつまいも及びそば以外の特産品を主原料とするしょうちゅうの製造や、しょうちゅう製造者が、企業合理化を図るために新たに製造場を設置する場合などに限定されているためである。 また、本土の焼酎会社に製造を委託するにしても、離島であるが故に、本土地域と比べて輸送コストが高くなり、商売として継続するのは不可能である。 若者の雇用の場の創出、地産地消や観光振興による活性化を図るためにも、これらの規制緩和を是非ともお願いしたい。	長崎県	若菜 實 野田 直幸 浜口 重敏 緒方 勝廣 貞方 寛	「うんまか焼酎・五島」の製造販売による五島活性化プロジェクト	公共事業費の縮減に伴う雇用の減少により、さらに人口流出が予想される下五島地域において、酒税法の規定による焼酎の製造免許の要件を緩和し、地元の特産物であるさつまいもと麦、七岳山系の湧水を使った純五島産の焼酎「うんまか焼酎・五島」の製造販売を行うことにより、若者の雇用の場の創出、地産地消や観光振興などによる地域の活性化を図ろうとするものである。
5057	50570001	焼酎の製造免許の取得要件緩和	酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第2編酒税法第10条第11号関係の2の「次に掲げる酒類」から(4)の「しょうちゅう乙類」に関する記述を削除し、「しょうちゅう乙類」について、原料や特産品の特性に限らず新規免許の取得を認める。	長野県内において、新規の焼酎免許の取得を推進し、県が実施する長野県原産地呼称管理制度等の施策の実施により長野県産焼酎の振興を図る。	焼酎の製造免許の取得については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達により、特に穀物を原料とした焼酎について免許の新規取得が認められない状況となっている。 長野県では、長野県を代表する特産品である「そば」を始め、地域の特性を有する原料を用いた焼酎の振興を進めており、規制改革が求められる。 規制改革により、低迷している中小製造業者の事業展開に新たな選択肢が与えられ、農家への支援にもつながる。また、清酒製造事業者の従業員の通年雇用への移行も期待される。	長野県	長野県		

07 財務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1033	1033021	酒税についての申告義務・記帳義務の簡素化(納税申告の簡素化)	酒類の製造要件の緩和と同時に、もてなし用ワインに係る税申告・記帳義務については、酒造業者同様の手続きをとらず、年一回申告・納付等へ簡素化することが実効ある特区となる。	酒類販売による収入の拡大を目的とするものではなく、少量生産・少量消費により都市住民等にもてなし、農村の価値を高めるという公益性を求めることが主目的である。よって、生業とする酒造業者同様の煩雑な税申告や記帳の手続きを簡素化する。具体的には年一回の税申告・納付への特例措置と酒税法施行規則14条適用の除外を実施する。	規模の大小を問わず税の申告・納税や記帳義務を履行することの回答であるが、もてなすために製造する少量ワインに対して、個人が毎月の税申告納付等を行うことは困難。納税をしないというのではなく、もてなし用に限り、簡素化によりハードルを下げていただきたいという再提案である。これにより、どぶろく特区を含め、現実的な動きが期待できる。	大分県	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	安心院町は日本におけるグリーンツーリズムの先進地であり、ブドウとワインの町として交流が活発化している。地域の特色ある農業生産や農村環境を活かした交流によるまちづくりを行うためには、地域に住む人々の魅力と併せて、地域限定のモノの魅力も欠くことのできない要素である。また、市町合併後のまちづくりにおいても、地域特性を明確にすることが必要不可欠である。よって、町内の旅館・民宿・農泊・飲食店を利用する宿泊客等に対して、自家製ワインを製造しもてなすことができるように酒税法の規制緩和を提案する。同時に、事実上のハードルである税申告や記帳等の簡素化により実効のある特区の実現を提案したい。
1033	1033022	酒税についての申告義務・記帳義務の簡素化(記帳義務の簡素化)	酒類の製造要件の緩和と同時に、もてなし用ワインに係る税申告・記帳義務については、酒造業者同様の手続きをとらず、年一回申告・納付等へ簡素化することが実効ある特区となる。	酒類販売による収入の拡大を目的とするものではなく、少量生産・少量消費により都市住民等にもてなし、農村の価値を高めるという公益性を求めることが主目的である。よって、生業とする酒造業者同様の煩雑な税申告や記帳の手続きを簡素化する。具体的には年一回の税申告・納付への特例措置と酒税法施行規則14条適用の除外を実施する。	規模の大小を問わず税の申告・納税や記帳義務を履行することの回答であるが、もてなすために製造する少量ワインに対して、個人が毎月の税申告納付等を行うことは困難。納税をしないというのではなく、もてなし用に限り、簡素化によりハードルを下げていただきたいという再提案である。これにより、どぶろく特区を含め、現実的な動きが期待できる。	大分県	大分県、安心院町、安心院町グリーンツーリズム推進協議会、安心院町グリーンツーリズム研究会	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	安心院町は日本におけるグリーンツーリズムの先進地であり、ブドウとワインの町として交流が活発化している。地域の特色ある農業生産や農村環境を活かした交流によるまちづくりを行うためには、地域に住む人々の魅力と併せて、地域限定のモノの魅力も欠くことのできない要素である。また、市町合併後のまちづくりにおいても、地域特性を明確にすることが必要不可欠である。よって、町内の旅館・民宿・農泊・飲食店を利用する宿泊客等に対して、自家製ワインを製造しもてなすことができるように酒税法の規制緩和を提案する。同時に、事実上のハードルである税申告や記帳等の簡素化により実効のある特区の実現を提案したい。

07 財務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1201	1201020	輸出貨物の車上通関時における「車上扱い願書」提出の不要化・包括化	現在成田空港では、均質貨物、巨大重量貨物、精密貨物又は包括事前審査制度の適用を受ける貨物の輸出について車上通関が認められているが、このうち包括事前審査を認められている事業者については、車上通関時の税関への「車上扱い願書」の提出を不要とし、それ以外の事業者については、「車上扱い願書」の提出を1ヶ月単位とする。 (注)「車上扱い願書」の提出は、原則その都度行なわなければならない。ただし包括事前審査を認められ、かつ車上通関の実績がある事業者については、現状でも1ヶ月単位での提出が認められている。	物流事業者が輸出貨物の車上通関を行う際の手続きを簡素化することにより、通関作業の迅速化・省力化を実現する。 これにより、成田空港における国際航空物流の効率化を図り、成田空港の物流機能を一層高めることで、地域の立地優位性が高まり、成田空港を中心とした物流機能集積の進展に寄与する。	輸出貨物の車上通関は、常に取扱いの迅速性を求められる航空貨物においては極めて有効な手法である。 特に、巨大重量貨物や精密貨物のように慎重かつ特殊な作業を要するものについては物流作業全般で通常よりも時間的余裕が必要なことから、車上通関を積極的に活用しなければならない。 そこで、この車上通関をより活用しやすくし、その作業をより迅速なものとした。	千葉県	千葉県	国際空港特区	平成15年4月に認定を受けた国際空港特区の目標は、アジア各国空港との厳しい競争下にある成田空港の地位を維持・強化し、成田空港周辺地域への航空物流機能の一層の集積を図ることにより、日本経済の国際競争力を高め、地域経済の活性化を図ることです。 そのため、この特区における規制の特例措置は、航空フォワードナーなどの物流関連事業者が行なう業務の迅速化・効率化を図るために適用しています。 今回の提案は、規制の特例措置を新たに追加することで物流関連事業者等への支援を強化し、地域の立地優位性を高めることで特区が目指す物流機能の一大集積地の実現を加速させようとするものです。
1201	1201010	税関申告官署の自由化(税関手続きにおける空港周辺支署・出張所の一体運営)	成田空港で取り扱う貨物に係る輸出入申告(控え)及び添付書類の提出先税関官署を物流事業者事業所の最寄りの税関官署又は物流事業者が希望する税関官署とする。 また、輸出入申告についての税関の審査は、輸出入申告(控え)等が提出された税関官署において実施する。	成田空港で物流事業者が行なう輸出入に係る税関手続を事業所最寄りの税関官署(又は事業者にとって便利な税関官署)で行なえるようにすることで、物流事業者が税関手続に要する時間を節減し、作業負担を軽減する。 このことにより、成田空港における国際航空物流の迅速化・効率化を図り物流機能を一層高めることで、地域の立地優位性が高まり、成田空港を中心とした物流機能集積の進展に寄与する。	成田空港周辺地域では、従来からある東京税関成田税関支署と東京税関成田航空貨物出張所に加えて、平成16年7月には東京税関成田南部航空貨物出張所が開所し、現在は3つの税関官署がある。 しかし、現行では、貨物の輸出入申告等の手続は、貨物が所在する保稅地域を管轄する税関官署に行なうことが原則である。 そのため、例えば成田航空貨物出張所が管轄する空港北側の貨物ターミナルにある貨物について空港南側に事業所を持つ物流事業者が輸出入申告をしようとする場合、近くに成田南部航空貨物出張所があるにもかかわらず、北側の成田航空貨物出張所に申告をし、関係書類を提出し、審査を受けなければならない。	千葉県	千葉県	国際空港特区	平成15年4月に認定を受けた国際空港特区の目標は、アジア各国空港との厳しい競争下にある成田空港の地位を維持・強化し、成田空港周辺地域への航空物流機能の一層の集積を図ることにより、日本経済の国際競争力を高め、地域経済の活性化を図ることです。 そのため、この特区における規制の特例措置は、航空フォワードナーなどの物流関連事業者が行なう業務の迅速化・効率化を図るために適用しています。 今回の提案は、規制の特例措置を新たに追加することで物流関連事業者等への支援を強化し、地域の立地優位性を高めることで特区が目指す物流機能の一大集積地の実現を加速させようとするものです。

07 財務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1271	1271060	横浜税関長または川崎税関支署長が所管する税関提出書類の提出先を横浜税関本関と川崎税関支署から選択できるような取扱措置	<p>輸出入申告書などの、税関長への提出が義務づけられている書類の取扱いについては、関税法第七條、および関税法施行令第九十二條第一項第一号により、税関長から税関支署長に権限が委任されている。</p> <p>このため、川崎港で輸出入するため、港内(川崎港)の保税地域に搬入された貨物についての輸出入申告書の場合、横浜税関本関(横浜税関長)ではなく、川崎税関支署(川崎税関支署長)に提出することとされているが、これを横浜税関本関でも受付できるような、横浜税関本関と川崎税関支署間で書類の受付先を選択できるような取扱を要望する。</p>	<p>規制が緩和されれば、横浜港と川崎港で取り扱う貨物に関する書類の受付が、横浜税関本関と川崎税関支署の双方で行えるようになり、代理店の負担が軽減されて、コスト削減につながる。</p>	<p>横浜の船舶代理店は、一般に、横浜港と川崎港両方の事務を取り扱っているが、川崎支署長に権限が委任されている輸出入申請書等の提出に際しては、川崎支署まで出向いており、手続き上の負担が大きいため、規制の緩和措置を要望する。(川崎の船舶代理店も同様)</p>	神奈川県	神奈川県横浜市	国際物流特区	<p>地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。</p> <p>横浜市「国際物流特区」では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実現に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。</p>
1207	1207010	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し	<p>内陸部の国際物流を支援するため設置されているインランド・デポについても、一定の要件を満たしていれば、単体で臨時開庁手数料半額の対象とする。</p>	<p>インランド・デポにおける通関業務の時間外手数料軽減により、内陸部に立地する企業の貿易活動を支え、物流コストの軽減と物流拠点としての競争力の強化を図る。</p>	<p>空港施設や港湾施設から地理的に離れた場所に立地するインランド・デポ(内陸通関拠点)は、周辺に立地する企業の国際物流を支援するために設置されており、複数の空港施設や港湾施設で取卸された貨物を取り扱っている。</p> <p>これは、複数の空港施設や港湾施設と一体的に機能して、通関業務やバンニング(コンテナ内への貨物の詰め込み作業)、デバンニング(貨物の積み卸し詰め込み作業)等の作業を、内陸部に設置されたインランド・デポで実施することにより、時間的ロスや省略と国際競争力の向上を図っているものであり、特定の空港施設や港湾施設と一体でなければ特例措置の対象としないという取扱いは、地元で輸出入の通関をすることにより、発着地の空港や港湾での手続き等の手間が省け、通関の迅速化と物流コストの低減を実現するというインランド・デポの長所を減殺する規制であり、内陸部に立地する企業の貿易活動を阻害しかねない状況にある。</p> <p>国際貨物の取卸しについては、必ずいずれかの空港施設や港湾施設において行われるが、これらの施設で取卸された貨物を取扱い、かつ保税運送によりインランド・デポ内に所在する税関支署(出張所)で通関を行っている実態を踏まえ、一定の要件を満たしていれば、特定の空港施設や港湾施設と一体でなくても、別に定める物流特区内における臨時開庁手数料を軽減とすることにより、内陸部に立地する企業の貿易活動を支え、もって我が国の貿易活動の活性化を図る必要がある。</p>	茨城県, 栃木県, 群馬県	茨城県, 栃木県, 群馬県	広域連携物流特区	<p>港湾と高速道路を中心とした競争力の高い物流拠点や物流ネットワークの整備を進めるために、インランド・デポにおける通関の臨時開庁手数料の軽減は必要不可欠である。内陸部に位置する企業において、身近なインランド・デポを活用することで、経済的・時間的なメリットを享受できるようになれば、北関東地域全体の物流の活性化・効率化が図られる。</p>